

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊) に関するガイドラインの改訂(平成29年7月1日より実施)

改正の狙い

- ・特区法施行令及び施行規則の改正(平成28年10月31日)への対応
- ・実務上の課題に対応しより安全安心な特区民泊制度の確立を目指す

概要

1. 特区法施行令及び施行規則の改正の対応について

「施設の近隣住民への対応」「滞在者名簿の備え」「事業計画の周知」の追加により、各項目を指導基準から審査基準へ変更

2. 近隣住民周知等の制度をより確実に実行するための見直し

- 1) 周知範囲は規則に定める範囲に加え、袋小路の私道の奥に施設がある場合に袋小路の私道に面している建物の使用者等、必要に応じて生活圏を密にする範囲にも周知
- 2) 近隣住民周知を開始してから周知期間を2週間以上とし、意見や問い合わせ等については申請前に対応

3. 実務的な課題への対応

認定を受けようとする施設が主として当該事業の用に供する共同住宅であり、その認定を受けようとする居室の収容定員の合計が50名以上の場合は、当該施設内に管理者を常駐させる体制が望ましいこと。

4. 国通知の反映

- 1) 内閣府通知：マンション管理組合が専有部分の特区民泊の用に供することを禁ずる意思表示がないことを審査基準に追加
- 2) 国交省通知：サブリース業者が申請者と所有者間に入る場合、それぞれの間で承認されている書面を添付書類に追加